

食安輸発0921第5号
平成23年9月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産養殖えびのフラゾリドン、ねぎのテブフェノジド、まつたけのクロルピリホス及びミャンマー産ターメリックのアフラトキシン)

平成23年度輸入食品等モニタリング計画については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号(最終改正：平成23年9月21日付け食安輸発0921第1号)に基づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成23年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成23年9月21日	中国	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	フラゾリドン
平成23年9月21日	中国	ねぎ(わけぎを含む。)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(テブフェノジド)
平成23年9月21日	中国	まつたけ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	残留農薬(クロルピリホス)
平成23年9月21日	ミャンマー	ターメリック及びその加工品 (ターメリックを主要原料とするものに限る。ミックススパイスにあつては含有量が10%以上のものに限る。)	アフラトキシン